

適合証明業務手数料

別表1 戸建住宅（戸当り）

（単位：円、消費税込）

種別	条件	手数料				備考
		設計	中間	竣工	合計	
1.通常型 (フラット35)	適合証明のみ	10,000	14,000	14,000	38,000	注1（別表1下欄参照以下共通） ※1 フラット35の基準に適合する内容で設計性能評価を受けるもの ※2 フラット35の基準に適合する内容で建設性能評価を受けるもの
	適合証明+確認	5,000	9,000	5,000	19,000	
	適合証明+設計評価(※1)	5,000	9,000	10,000	24,000	
	適合証明+設計評価(※1)+建設評価(※2)又は確認	5,000	5,000	3,000	13,000	
	適合証明+確認+設計評価(※1)+建設評価(※2)	5,000	3,000	3,000	11,000	
	設計検査省略 (※1)	—	3,000	3,000	6,000	
	設計・中間検査省略 (※2)	—	—	3,000	3,000	
2.特例 (竣工済)	適合証明のみ	(※5) 10,000	—	21,000	31,000	※5 優良住宅(免震を除く)の場合は3.と同額とする。 ※6 優良住宅(免震を除く)の場合は17,000円。
	適合証明+確認	(※5) 5,000	—	※6)14,000	19,000	
3.優良住宅 (フラット35S) (金利Aタイプ) (金利Bタイプ)	適合証明のみ	21,000	21,000	21,000	63,000	注2 ※適合証明のみで BELSの場合中間検査 21,000円 竣工検査 21,000円 注2 ※適合証明+確認で BELSの場合中間検査 10,000円 竣工検査 11,000円 ※3 フラット35S(金利Aタイプ)又は(金利Bタイプ)の基準に適合する内容で設計性能評価を受けるもの ※4 フラット35S(金利Aタイプ)又は(金利Bタイプ)の基準に適合する内容で建設性能評価を受けるもの
	・〈一次消費エネルギー消費量等級審査〉注3	〈38,000〉	21,000	21,000	80,000	
	・〈断熱等性能等級審査〉注3	〈24,000〉	21,000	21,000	66,000	
	・〔耐震等級審査〕注3	〔26,000〕	21,000	21,000	68,000	
	適合証明+確認	19,000	10,000	12,000	41,000	
	・〈一次消費エネルギー消費量等級審査〉注3	〈33,000〉	10,000	11,000	54,000	
	・〈断熱等性能等級審査〉注3	〈19,000〉	10,000	11,000	40,000	
	・〔耐震等級審査〕注3	〔21,000〕	10,000	11,000	42,000	
	適合証明+設計評価	5,000	10,000	12,000	27,000	
	適合証明+設計評価(※3)+建設評価(※4)又は確認	5,000	5,000	3,000	13,000	
	適合証明+確認+設計評価(※3)+建設評価(※4)	5,000	3,000	3,000	11,000	
設計検査省略 (※3)	—	3,000	3,000	6,000		
設計・中間検査省略 (※4)	—	—	3,000	3,000		
4.中古住宅		—	—	—	57,000	※ リフォーム付 +21,000円 ※ 建設評価併用の場合は別途見積りにより減額します。

注1. 当社が交付した次の書類の写しを添付する場合は、通常型として取扱います。
(フラット 35S) 【金利 A・B タイプ】で省エネルギー性を選択する場合 ・「住宅事業建築主基準適合証」・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」・「BELS (設計検査に限り通常型とする。中間検査は 10,000 円、竣工検査は 11,000 円)」
(フラット 35S) 【金利 A タイプ】で耐久性・可変性を選択する場合 ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

注 2. 3.優良住宅の適用
(フラット 35S) 【金利 A タイプ】 【金利 B タイプ】 でバリアフリー性又は耐久性・可変性 (注 1 を除く) による場合。

注 3. 優良住宅の特別な場合
(フラット 35S) 【金利 A タイプ】 【金利 B タイプ】 で省エネルギー性又は耐震等級 (構造躯体の倒壊防止) を選択する場合、
※ 【金利 A タイプ】 【金利 B タイプ】 当社の交付した書類等の写しを利用しないで
一次エネルギー消費量等級の計算による場合は、通常型の金額に 28,000 円を、
断熱等性能等級による場合は通常型の金額に、14,000 円を加算し、耐震等
級 (構造躯体の倒壊防止) による場合は、通常型の金額に、16,000 円を加算し
ます。

注 4. 再交付手数料は 1 通につき 2,200 円とする。

注 5. この手数料は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

参考 1 (フラット 35) の基準 【以下の全ての基準に適合するもの】
○劣化対策等級 (構造躯体等) : 等級 2 以上 (準耐火構造の場合は等級 1 以上)
○断熱等性能等級 : 等級 2 以上
○維持管理対策等級 (専用配管) : 等級 3 (所定の配管が点検可能な場合は等級 1 以上)

参考 2 (フラット 35S) の基準 【金利 A タイプ】 (以下の①~④のいずれかの基準に適合するもの)

- ①一次エネルギー消費量等級 : 等級 5 以上
- ②耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) : 等級 3
- ③高齢者等配慮対策等級 (専用部分) : 等級 4 以上
- ④長期優良住宅

【金利 B タイプ】 (以下の①~⑥のいずれかの基準に適合するもの)

- ①断熱等性能等級 : 等級 4
- ②一次エネルギー消費量等級 : 等級 4 以上
- ③耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) : 等級 2 以上
- ④免震建築物
- ⑤高齢者等配慮対策等級 (専用部分) : 等級 3 以上
- ⑥劣化対策等級 (構造躯体等) : 等級 3、かつ維持管理対策等級 (専用配管) : 等級 2 以上

別表2 共同住宅

(単位：円、消費税込)

種別	条件	手数料		備考
		設計	竣工	
1.通常型 (フラット 35)	適合証明のみ	47,000	47,000+ (N×4,000)	注 3
	適合証明+確認	13,000	8,000+ (N×2,000)	注 5 は通常型手数料に省エネ審査料を加算
	適合証明+設計評価	13,000	47,000+ (N×4,000)	
	適合証明+設計評価+建設評価又は確認	13,000	5,000+ (N×2,000)	※1 フラット 35 の基準に適合する内容で設計性能評価を受けるもの
	適合証明+確認+設計・建設評価	10,000	3,000+ (N×2,000)	
	設計検査省略 (※1)	—	3,000+ (N×2,000)	※2 フラット 35 の基準に適合する内容で建設性能評価を受けるもの
	設計・中間検査省略 (※2)	—	(N×2,000)	
2.優良住宅 (フラット 35S) (金利 A タイプ) (金利 B タイプ)	適合証明のみ	126,000	94,000+ (N×4,000)	注 4
	適合証明+確認	21,000	8,000+ (N×2,000)	
	適合証明+設計評価	16,000	47,000+ (N×4,000)	
	適合証明+設計評価+建設評価又は確認	16,000	8,000+ (N×2,000)	※3 フラット 35S の基準に適合する内容で設計性能評価を受けるもの
	適合証明+確認+設計・建設評価	10,000	8,000+ (N×2,000)	
	設計検査省略 (※3)	—	8,000+ (N×2,000)	※4 フラット 35S の基準に適合する内容で建設性能評価を受けるもの
	設計・中間検査省略 (※4)	—	(N×2,000)	
3.中古住宅 (フラット 35)		—	52,000+ (N×9,000)	※ 建設評価併用の場合は別途見積りにより減額します。
4.一括型 (登録マンション) (フラット 35)	適合証明のみ	55,000	42,000+ (M×1,500)	※ 評価併用の場合は別途見積りにより減額します。
	適合証明+確認	21,000	7,000+ (M×1,500)	
5.一括型 (登録マンション) (フラット 35S) (金利 A タイプ) (金利 B タイプ)	適合証明のみ	133,000	88,000+ (M×1,500)	※ 評価併用の場合は別途見積りにより減額します。
	適合証明+確認	21,000	7,000+ (M×1,500)	

注1 Nは、証明戸数

注2 Mは、証明 1 棟の全戸数

注3 当社が交付した次の書類の写しを添付する場合は、通常型の手数料とします。

(フラット 35S) 【金利 A タイプ】 で省エネルギー性を選択する場合、・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」

・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」

(フラット 35S) 【金利 A タイプ】 で耐久性・可変性を選択する場合、・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

注4 優良住宅の適用

(フラット35S)【金利Aタイプ】で耐久性・可変性、耐震性又はバリアフリー性を選択する場合

注5 優良住宅の特別な場合

(フラット35S)【金利Aタイプ】【金利Bタイプ】で省エネルギー性を選択する場合、※当社の交付した書類等の写しを利用されない場合は通常型の金額に
Nが4戸以下：50,000円、5~15戸：99,000円、16~45戸：157,000円、46~100戸
：212,000円を加算します。

注6 再交付手数料は1通につき2,200円とする。

注7 この手数料は、令和元年10月1日から適用する。

参考1 フラット35の基準【以下の全ての基準に適合するもの】

- ・断熱等性能等級：等級2以上
- ・維持管理対策等級（共用配管）：等級2以上（配管が構造躯体内に埋設していないことが確認できる場合は等級1以上）
- ・重量床衝撃音対策等級：相当スラブ厚15cm以上（音環境を選択していない場合、相当スラブ厚15cm以上がわかるもの）

参考2 【金利Aタイプの場合】【以下①~③のいずれかの基準に適合するもの】 ① 一次エネルギー消費量等級：等級5以上

- ② 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）：等級3
- ③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分）：等級3以上ならびに高齢者等配慮対策等級（共用部分）：等級4以上

【金利Bタイプの場合】（以下の①~⑤いずれかの基準に適合するもの） ① 一次エネルギー消費量等級：等級4以上

- ② 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）：等級2以上
- ③ 免震建築物
- ④ 高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び高齢者等配慮対策等級（共用部分）：等級3以上
- ⑤ 劣化対策等級（構造躯体等）：等級3及び維持管理対策等級（専用配管）：等級2以上並びに維持管理対策等級（共用配管）：等級2以上かつ更新対策（住戸専用部分）の躯体天井高2.5m以上で壁又は柱で間取り変更の障害とならないもの